

県南広域振興局長告示第66号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

県南広域振興局長 細川 倫史

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500696	有限会社セイコウ義肢製作所	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地割79番地16	平成30年5月31日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500837	有限会社セイコウ義肢製作所	セイコー福祉用具センター	花巻市東宮野目第1地割79番地16	平成30年5月31日